

ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要

JICA長期派遣専門家，弁護士

枝川 充志¹

1 はじめに

2009年5月に設立されたベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation²，以下「VBF」という。）は来年，設立10周年を迎える。設立当初，約5300人だったとされる弁護士数は，後述のとおり既に1万人を超え，この9年で倍増した。

JICAは，VBF設立以前から設立に係る支援を実施し，設立後も累次のプロジェクト活動を通じVBFの組織強化等の支援を行ってきている。そしてこの間，日本弁護士連合会による継続的協力³を得てきた。

設立前から継続的な支援を行ってきたVBFが設立10周年を迎えるのを機に，本稿ではまず，ベトナム弁護士及びVBFの概要についてご紹介していきたい。そして今後，現在のJICAの取組み（ベトナム弁護士職務倫理規定の改訂等）やこれまでの活動，さらにベトナム弁護士の実情についても適宜ご紹介していきたい。

2 ベトナム弁護士について

(1) 沿革⁴

ア もともとベトナムでの弁護士制度はフランス植民地時代に遡る。弁護士は，1930年までフランス人に限定されていた。

ベトナムでの弁護士誕生は，1930年，フランス植民地政府がハノイとサイゴン（現ホーチミン）に弁護士会を設立，法学士を取得し，法律事務所で5年間研修したベトナム人に法廷活動の参加を認める Ordinance を制定したことに端を発している。

1945年の独立宣言後，「ベトナム民主共和国」は新政権の方針に合致しない活動を排除して弁護士会の存続を認めた。そして当時，弁護士会の主たる役割は刑事事件での被告人の弁護権を保障することであった。

しかしフランス植民地時代からの弁護士はわずかであったため弁護士不在の時代が続いた。このため，刑事事件において一定の手続きと条件下で裁判官を弁護人として

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（2015年4月1日～2020年3月31日），以下「本プロジェクト」という。」派遣専門家，2018年4月1日に着任。

² ベトナム語では，LIÊN ĐOÀN LUẬT SƯ VIỆT NAM (LĐLSVINAM)。VBFのホームページ（越語）は，<http://liendoanluatsu.org.vn/web/home>

³ 日弁連とVBFは，2013年11月25日に友好協定を締結している。その概要は「海外レポート 日本弁護士連合会とベトナム弁護士連合会の友好協定締結」（木本真理子弁護士（元JICAベトナム長期派遣専門家），日弁連「自由と正義2014年4月号」74頁～75頁）。

⁴ フランス植民地時代から沿革は，「ヴィエトナムの弁護士制度について」（柳原克哉JICAベトナム長期派遣専門家（当時），ICDNEWS第2号（2002.3）156頁～157頁）を参照した。

活動させる制度や、大衆組織のメンバーが刑事裁判その他の司法手続きの対象となった場合に、その大衆組織から「人民弁護士」を選任する制度など、様々な制度が制定された。

イ インドシナ戦争や南北分断、ベトナム戦争等、その後の1976年の南北統一によるベトナム社会主義共和国の成立を経て、主要都市で新たに弁護士会が設立され、再び各単位会レベルでの活動が活発化する。

そして1986年のドイモイ政策以降、弁護士の役割に対する重要性が認識され、1987年には国会常務委員会によって弁護士会に関する Ordinance が制定された。さらに2001年には再び同委員会による Ordinance が制定され、弁護士制度が整備されてきた。

ウ 以上のような経過を経て、2006年には「弁護士法」⁵が制定された。

同法は2012年に改正されるが、その内容は「第1章 総則」「第2章 弁護士」「第3章 弁護士業務」「第4章 報酬及び経費、労働契約に基づく給与」「第5章 弁護士の社会・職業組織」「第6章 外国弁護士営業組織の業務、ベトナムにおける外国人弁護士」「第7章 弁護士業務の管理」「第8章 違反の処理、紛争解決」「第9章 施行条項」、全94条からなっている。

そして弁護士法に基づき、2009年になってようやく統一弁護士組織であるVBFが設立され今日に至っている。

(2) 弁護士の意義と弁護士の数

ア ベトナムにおいて「弁護士」とは、弁護士法の規定に従った実務の基準及び条件（弁護士法10条「弁護士の基準」、同11条「弁護士業務を行う条件」）を十分に備えた者を指し、個人、機関・組織の要求に従い、法律サービスを提供する者をいう（同2条）。

このように規定される弁護士は、ベトナムには現在1万2569人存在する（2018年6月末現在⁶）。

ベトナムの2017年人口が約9370万人⁷であることを踏まえると、弁護士1人当たりに対する人口は単純計算して7455人となる⁸（なお、2001年時点で弁護士数は1471人⁹、2014年2月時点で8265人、弁護士1人あたり1万95

⁵ 弁護士法の訳出については、<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html> 掲示の「弁護士法（改正反映版）」に依った。

⁶ 2018年7月14日、Đỗ Ngọc Thịnh（以下、「ティン」）VBF会長からの聞き取り。クアン国家主席のVBF訪問（2018年7月10日）にあわせ6月末時点のものを集計したとの由。

⁷ ベトナム人口は、日本外務省HP「ベトナム社会主義共和国基礎データ」に基づく。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>（2018年8月1日閲覧）

⁸ 日本人口2018年2月1日現在1億2660万9千人（総務省統計局確定値）を踏まえ、概算で約1億2660万人とし、2018年3月末日の弁護士数約4万人（同年3月末日現在4万66人、日弁連「自由と正義」2018年6月号、124頁）を基に単純計算すると、日本では弁護士1人あたり人口は3165人となる。

⁹ 前掲注4、158頁

5人との報告がある¹⁰。)

このうち男女比については現在、約65%が男性、約35%が女性となっている¹¹。

また弁護士の多くはハノイ市、ホーチミン市に集中している。これは弁護士全体の約2/3を占め、これら弁護士の多くは企業法務を扱っているとされている。他方で、残りの61か所（各省、中央直轄市¹²）に約1/3の弁護士が存在し、200名以上の弁護士会は5か所、100名以上は10か所、残りは100名未満とされている¹³。

さらに、全体のうち約2000人は元裁判官、元検察官¹⁴などの別の職業から弁護士業に就いたものが占めているとされる¹⁵。

イ なおベトナム政府は、2011年7月5日付首相決定（1072号/QD-TTG）による「2020年までの弁護士発展戦略」において、2020年までに弁護士の数を1万8000人から2万人、弁護士1人当たり人口を4500人とすることをターゲットとしている。しかしその達成は現状では容易ではない¹⁶。

（3）弁護士資格

ア ベトナムで弁護士資格を得るには「祖国に忠実なベトナム国民で、憲法及び法律を遵守し、良好な道徳性質を有し、法学士資格を取得し、弁護士専門業務の研修を受け、弁護士実務の研修期間を終了し、弁護士業務を行うために十分な健康状態にある者」でなければならない（弁護士法10条）。

イ 具体的には、

- ①法学士を取得していること（同12条1項）
- ②「弁護士業務研修施設」（司法省管轄の司法学院）にて「弁護士業務研修」を12か月受け、これを修了すること（同2項、修了試験あり）。
- ③「弁護士営業組織」（後述）で12か月間、「弁護士実務修習」を行うこと（同14条1項）。
- ④その上で、VBFが行う弁護士実務修習結果の「評価試験」（同15条）に合格しなければならない。なお、試験科目は法律試験（180分）、倫理試験（90分）、

¹⁰ 前掲注3, 74頁脚注参照。

¹¹ 2018年7月30日、ティンVBF会長の発言。なお、2017年3月末日現在、日本における女性弁護士の比率は18.4%（日弁連「2017年版弁護士白書」30頁）。なお、ハノイ市、ホーチミン市には女性の弁護士クラブがある旨が紹介されている（2016年4月21日付、VBFホームページ記事）。

¹² ベトナムには現在、5つの中央直轄市（ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市、カンター市）と58の省がある。

¹³ 2018年1月9日、JICA中間レビュー調査団によるVBFからの聞き取り。

¹⁴ 元裁判官や元検察官、元捜査官等は、弁護士業務研修（弁護士法13条）や弁護士実務修習（弁護士法16条）が免除される。

¹⁵ 前掲注13。

¹⁶ 現状からすれば達成困難と思われるところ、ティンVBF会長はそれを認めた上で、2020年までに弁護士総数1万5000人～1万6000人を目標したいとの由（2018年6月29日における聞き取り）。

口頭試験の3種類の試験からなる¹⁷。

⑤同試験に合格した者は地方弁護士会に対し弁護士免許交付申請をし、司法大臣の弁護士免許交付決定を経て（同17条）、晴れて弁護士の資格を得ることになる。

ウ その上で弁護士が弁護士業務を実施するためには、弁護士会に入会しなければならない。弁護士会に入会すると弁護士カードが交付される（同20条）。

エ このようにして弁護士になった暁には、弁護士は次のような権利・義務を負う。

すなわち権利については、①弁護士業務を行う権利の保障、②顧客の代理業務、③弁護士業務の形態、組織形態の選定、④全領土における弁護士業務の実施、⑤外国における弁護士業、⑥その他法律に定める権利からなる（同21条1項）。

これに対し義務については、①弁護士法5条に定める弁護士業務の実施原則の遵守¹⁸、②訴訟執行機関に関係する内規及び規則の厳格な遵守、業務を行う際に接触する訴訟執行人への協力・尊重、③訴訟執行機関から要請される事件についての十分かつ適時の訴訟参加、④法律扶助の実施、⑤専門知識・業務に関する義務的研修への参加¹⁹、⑥弁護士法に定める他の義務からなっている（同21条2項）。

（4）弁護士の業務形態

ア 弁護士の業務形態としては、①「弁護士営業組織（弁護士事務所、法律会社）」を設立又はその設立に参加する、又は「弁護士営業組織」との労働契約に基づいて業務を行う方法と、②「個人資格」で業務を行う方法がある（弁護士法23条）。

イ 具体的には、第一に「弁護士営業組織」とは、「弁護士事務所」又は「法律会社」を設立する形態を指す（同32条）。

「弁護士事務所」は個人事務所を経営する方式であり、「事務所代表であるとともに、事務所の全ての義務について自己の全財産により責任を負わなければならない。事務所代表者とは、事務所の法的代表者である」（同33条1項）。

「法律会社」は合名法律会社及び有限責任法律会社²⁰の形態をとる（同34条）。定款の作成が必要である（同35条2項b）。また「弁護士事務所」は「法律会社」へ変更することができる（デクレ²¹15条）。

なお、以上のような「弁護士営業組織」を設立するためには、実務経験を積む観点から、少なくとも2年間、「弁護士営業組織」との労働契約に基づき業務を行って

¹⁷ 2018年6月末に実施された2018年第1回評価試験では、813人が受験し647人が合格した。試験結果は、氏名・生年月日・関係弁護士会・各試験のスコア・合否が一覧となって公表される。

¹⁸ 弁護士法第5条「弁護士業務の原則」として「1 憲法及び法律の遵守、2 ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守、3 独立、誠実及び客観的事実の尊重、4 顧客の最善の権利及び正当な利益を保護するために正当な手段を用いること、5 弁護士業務活動について法律上の責任を負うこと」を定める。

¹⁹ 司法省通達10号/2014/TT-BTPによれば、すべての弁護士は、年間2営業日（16時間）の研修に参加しなければならない（同8条）。義務違反には懲戒措置がある（同15条）。

²⁰ ここでの訳語は「弁護士法の一部条項及び施行方法の詳細規定に関するデクレ」（123号/2013/ND-CP）の「第2章 弁護士営業組織」に依った。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_40.pdf

²¹ 前掲注20のデクレを指す。

るか、又は弁護士法に従い、機関・組織との労働契約に基づき「個人資格」（後述）での業務を行っていないなければならない（同32条3項a）。

ウ 第二に「個人資格」で業務を行う方法とは、「弁護士営業組織」ではない機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う方法をいう（同49条1項）。

3 ベトナム弁護士連合会（VBF）の概要と課題

（1）沿革

ア 以上のような弁護士を統率する機関として前述したVBFがある²²。

VBFは、2009年5月、2006年弁護士法に基づきベトナム全国の弁護士及び各単位弁護士会を構成員とする強制加入団体として設立した。VBFは法人格を有する（弁護士法64条1項）。

2012年の弁護士法改正により、管理規則の制定権を有する等、VBFの自律性を高める内容の法改正がなされている（同6条等）。

またVBFは定款を定めている。これは上記VBF設立を受けて弁護士法67条に基づき2009年5月に発効した。その後、2015年8月の司法大臣決定を受けて改正定款が発効し、現在に至る。

定款上、VBFはその会員である弁護士・弁護士会を代表し、それらの権利、合法的利益を擁護すること主たる目的としている（同67条2項a、定款1条）。

イ 他方でVBFは、政府及び司法省の管理下にある（同83条）。

その上で司法省は、弁護士及び弁護士業務の国家管理機関として政府に対して責任を負う。具体的には、弁護士業の開発戦略の策定や弁護士研修施設の設立認可、養成プログラムの枠組みの作成、義務研修制度の枠組みの作成、国際協力に係る国家管理等を行っている（同83条2項）。

（2）組織概要²³

VBFの組織概要は以下のとおりとなっている。

ア 意思決定機関

●全国弁護士代表大会（定款5条、6条）

- ・VBFの最高指導機関。
- ・5年に1回、全国弁護士評議会によって招集される（次回は2020年4月の予定）。
- ・大会に出席する代表は、全国弁護士評議会委員その他。

↓

●全国弁護士評議会（定款5条2項、7条）、95人

- ・全国弁護士代表大会が開催されていない期間のVBFの指導機関。

²² ベトナムには法曹関係者からなる Vietnam Lawyers' Association（ベトナム法律家協会）という組織があるが、VBFとは別組織である。2018年7月10日、同協会とVBFは協力協定を締結。

²³ 訳語については、「ベトナム六法」<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>中にある「ベトナム弁護士連合会定款」（2009年版）に従った。

- ・任期5年。
- ・63の単位弁護士の会長に加えて、全国弁護士代表大会で選出された委員。

↓

●常任委員会（定款5条3項，8条），21人

- ・全国弁護士代表大会が開催されていない期間のVBFの運営機関。
- ・全国弁護士評議会会員で、同会から選出された委員。会長，副会長を含む。最大で21名との規定がある。

↓

●会長，副会長（定款9条）

- ・会長は1名，全国代表大会により，常任委員会委員の中から選出。任期5年。
- ・副会長は全国弁護士評議会によって常任委員会から選出される。定款上定員の定めはないが，現在4名。

イ 業務補助機関（定款5条4項，12条，13条，14条）

（ア）また，VBFの業務補助機関として「事務局・代表機関」がある。具体的には，

①VBF事務局（定款12条1項），②ホーチミン市ベトナム弁護士連合会代表機関（同12条2項）がある。

（イ）さらに委員会（同13条）として，①弁護士の権利利益擁護委員会，②養成，強化委員会，③監察委員会，④経済，財政委員会，⑤表彰，規律違反処分委員会，⑥国際関係委員会，⑦法律作成及び法律援助委員会が存在する。

（ウ）また，VBF直属機関（同12条，14条）として，①弁護士職養成学校（同14条1項）²⁴，②ベトナム国際商事弁護士クラブ（同14条2項），③法令相談センター（同14条3項），④弁護士雑誌²⁵（同14条4項）がある。

ウ 会費及び財源

（ア）弁護士会への「加入費用」（定款37条2項）は300万ドン（≒1万5000円），また弁護士会の「会費」（定款37条3項）は年額240万ドン（≒1万2000円）となっている。これは全国一律で，単位弁護士会の会費とVBFの会費双方を含む額である。

なお，VBFの納付額は，単位弁護士会の規模によって異なる。

年間240万ドンのうち，単位弁護士会の構成メンバーが50名以下の場合，当該単位会の弁護士はVBFへ240万ドンのうち10%を納付，51名以上100名以下の場合20%，101名以上だと50%を納付することになっている。納付方法は3か月に一度単位弁護士会に納付する等の方法がある。

（イ）VBFの財源は，①会費，②弁護士，弁護士営業組織の自主的資金提供，③VBF活動からの収入，④国家の援助，国内外の個人・組織の援助，⑤その他の合法的収入（定款35条1項）からなる。

²⁴ 現時点で司法省大臣の設立決定（123号／2013／ND-CP，2条4項）がないため未設立。

²⁵ VBFは月刊誌「LUẬT SƯ VIỆT NAM」（Vietnam lawyer Magazine）を発行している（越語）。

このうち、主な財源は会費収入である。政府からの司法改革関連予算の拠出はあるが、管理機関である司法省からの補助金等は特に受けていないとのことである²⁶。

(3) 単位弁護士会

ア 現在、ベトナムのすべての省及び中央直轄市（総数63）に弁護士会がある。単位弁護士会の設立には3人以上の弁護士が必要とされている（弁護士法60条2項）。弁護士会もまた法人格を有する（同条1項）

一般的にその設立はVBFよりも古く、1987年時点で30省（または直轄市）に設立されていた。最後に設立されたのは、人口が最も少ない省とされるベトナム北西部のライチャウ省であり、2013年7月に設立した。

イ 単位弁護士会はVBFにより監督されているが、省人民委員会の監督下にもある（同83条4項）。単位弁護士会もそれぞれ定款を定めていたが、前記VBF定款の発効により、各弁護士会の定款は効力を失った（定款49条2項）。

ウ 財源については前述の会費が中心となる。しかし会費収入だけでは十分な運営経費が賄えず、省人民委員会から補助を受けている単位弁護士会もある。

(4) 課題²⁷

VBFの設立により、中央レベルでの立法過程への関与（刑訴法改正への立法提言など）、裁判所・検察院等の訴訟機関との窓口的役割、各地方単位弁護士会の問題の吸い上げ・対処による弁護士会の底上げ、全国各地での研修の展開による弁護士の能力向上、倫理規定の整備による弁護士への信頼向上への取組など、その設立には大きな意義が認められると考える。他方で課題も多い。

ア 人的課題

VBFでは人的課題として、大要、弁護士間の知識（スキル、倫理等を含む。）のギャップ、地域間のギャップ、年齢のギャップといった問題を抱えている。

(ア) 「知識のギャップ」については、上述したとおり、現在1万2000人を超える弁護士のうち約2000人が義務研修を免除される前職退職者で占められている。そのため、これら弁護士に知識やスキル、さらに依頼者との関係等の倫理面での知見が十分でないという問題が指摘されている。

(イ) また「地域間のギャップ」は、大都市と地方の弁護士数の格差が大きいという点が指摘できる。前述のとおりハノイ市とホーチミン市だけで全体の弁護士数の約2/3を占め、残りの61か所の省・中央直轄市で約1/3を占めている。そのため、地方での弁護士へのアクセスは容易ではないとの実態がある。

(ウ) さらに「年齢のギャップ」については、地方の弁護士会では、若手（20～30代）とベテラン（60～70代、とはいえ前職退職後に弁護士となるため弁護士歴

²⁶ 2018年7月30日、ティンVBF会長からの聞き取り。

²⁷ ここでの課題の記述は、2018年1月9日のJICA中間レビュー調査団によるVBFからの聞き取りや、ティンVBF会長からの随時の聞き取り、歴代専門家の報告（簡易ながらも記して謝意に代えたい。）、筆者が着任してからの協力活動、活動におけるアンケート結果などを基にしている。引き続きどのような課題があるかは精査していきたい。

は若手とそれほど変わらない。)が多くを占めている。中堅層が少なく、また若手とベテランを比較しても、ベテランの数が相対的に多い。そのため30人程度の弁護士会ではその存続が危ぶまれている。

イ 組織上の課題

また組織上の課題として、VBF自体(会員の関与、財源)、VBFと各単位弁護士会との関係、訴訟機関(裁判所、検察院、公安省)との関係がある。

(ア) VBF自体の課題としては何より財源確保である。前述のとおり会費収入を主な財源としているところ、会費の未納が相当程度あると言われている。しかし地方単位弁護士会よりは、多くの弁護士がいるハノイ市やホーチミン市の弁護士会からの会費の回収率が低いとされている。

また定款上、VBFの会長・副会長等の任期は5年になっている。しかし弁護士業の他に、5年間、弁護士会の活動に専従する弁護士は稀少という問題を抱えている。これは“自営業”ゆえに発生する問題である。そのため弁護士によるVBFへの関与が低いという問題が指摘されている。

(イ) 各単位会との関係については、弁護士法の改正による制度的手当、定期的な研修やサーベイを地方で実施することで強化されつつあると思われる。

しかし前記の会費の未納や倫理規定上問題視される弁護士への対処(懲戒処分)が、弁護士法上、一義的に各弁護士会に委ねられており、かならずしも十分な対応が取られていない点が課題となっている。

(ウ) さらに、訴訟機関との関係については、刑事訴訟手続きにおいて特に問題となっている。

刑事訴訟法に規定があるものの、訴訟機関との関係において法律どおりの運用がなされていない手続き等がある(たとえば、2015年刑事訴訟法60条2項i号にある被疑者による証拠の閲覧・記録他)。奥が深い問題であるため本稿では詳細を省くが、訴訟機関との間で法律に則った手続きが実現できるような取組がVBFに期待されている。

ウ まとめ

以上の課題の中には、JICAの技術協力プロジェクトによって対処できるものとそうでないものがある。

その中でも対処できるものとして現在、日弁連の協力を得ながら職務倫理規定の研修や改訂への協力、定款改訂等組織再編への協力を行っている。また訴訟機関との関係についても、刑事訴訟手続きについて最高人民裁判所及び最高人民検察院との三者間で共同活動を行うことになっている。

これらについてはあらためて別の機会にご紹介していきたい。

(本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。)